

平 群 町 議 会  
文 教 厚 生 委 員 会 記 録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 1 2 月 4 日														
招 集 の 場 所	平 群 町 議 会 議 場														
開 会 ( 開 議 )	1 2 月 4 日 午 前 1 0 時 1 分 宣 告														
出 席 委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">稲 月 敏 子</td> <td style="width: 50%;">須 藤 啓 二</td> </tr> <tr> <td>山 本 隆 史</td> <td>山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>井 戸 太 郎</td> <td>森 田 勝</td> </tr> </table>	稲 月 敏 子	須 藤 啓 二	山 本 隆 史	山 口 昌 亮	井 戸 太 郎	森 田 勝								
稲 月 敏 子	須 藤 啓 二														
山 本 隆 史	山 口 昌 亮														
井 戸 太 郎	森 田 勝														
欠 席 委 員	な し														
会 議 事 件 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>上 田 薫</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>こ ども 支 援 課 長</td> <td>西 岡 直 美</td> </tr> <tr> <td>こ ども 支 援 課 主 幹</td> <td>唐 崎 恵 子</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	上 田 薫	総 務 部 長	山 崎 孔 史	住 民 福 祉 部 長	松 本 光 弘	こ ども 支 援 課 長	西 岡 直 美	こ ども 支 援 課 主 幹	唐 崎 恵 子
町 長	西 脇 洋 貴														
副 町 長	植 田 充 彦														
教 育 長	上 田 薫														
総 務 部 長	山 崎 孔 史														
住 民 福 祉 部 長	松 本 光 弘														
こ ども 支 援 課 長	西 岡 直 美														
こ ども 支 援 課 主 幹	唐 崎 恵 子														
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議 会 事 務 局 長</td> <td style="width: 50%;">浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	浅 井 利 育	主 幹	高 橋 恭 世										
議 会 事 務 局 長	浅 井 利 育														
主 幹	高 橋 恭 世														
付 託 事 件	議 案 第 5 0 号 平 群 町 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て														
会 議 録 署 名 委 員 の 氏 名	<p>委 員 長 は、 会 議 録 署 名 委 員 に 次 の 2 名 を 指 名 し た。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">山 口 昌 亮</td> <td style="width: 50%;">森 田 勝</td> </tr> </table>	山 口 昌 亮	森 田 勝												
山 口 昌 亮	森 田 勝														

開 会 （午前 10 時 01 分）

○委員長（稲月敏子）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は 6 名で、定足数に達しておりますので、これより文教厚生委員会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

皆様、改めましておはようございます。委員の皆様方には、お忙しい中、文教厚生委員会に出席いただきありがとうございます。

本日の案件は、本定例会で付託されました議案第 50 号 平群町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。委員の皆様方には審査いただき、可決賜りますようお願い申し上げまして、開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（稲月敏子）

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○委員長（稲月敏子）

最初に、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員には山口委員、森田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

当委員会に付託を受けました案件は、議案第 50 号 平群町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての 1 件であります。

それでは、議案第 50 号 平群町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

初日の本会議におきまして議案の説明を受けておりますので、説明は省略させていただきます。

これより議案第 50 号に対する質疑に入ります。山本委員。

○委 員（山本隆史）

初日のほうでも少し質問が出ましたが、この制度は町立ゆめさとこども園で実施されるわけです。初日の質問では、利用料につきましては決まり次第、3 月議会でお示しいただくという答弁をされました。多くの自治体を調べてみると、1 時間約 300 円を想定されていますが、本町での予定があれば教えてくださいませんか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

本町の予定でございます。令和7年度は300円を標準としつつ、施設が任意に設定可とのことですが、令和8年度以降、給付した際も施設で任意に設定できるのか、それとも利用施設にかかわらず、全国または市町村単位で一律設定する必要があるかについて、令和8年度以降、利用料の在り方については国より追って示される予定となっているため、3月議会でお示しすると答弁させていただきます。本町においては、国基準での料金を想定しております。

○委員長（稲月敏子）

山本委員。

○委員（山本隆史）

着座のままでよろしいですか。

○委員長（稲月敏子）

はい、どうぞ。

○委員（山本隆史）

ありがとうございます。

令和8年度よりは、国の指定に従うということですが、ここで大事なところは、先ほどちょっと御説明がありましたように、町単独で設定できることも考えられますので、近隣自治体の様子を見ながら、単独で設定できる場合はですね、本町だけが高いということのないようにだけ設定を組んでいただきますよう、これはお願いしておきます。

引き続き質問よろしいですか、委員長。

○委員長（稲月敏子）

はい、どうぞ。

○委員（山本隆史）

午前中、これも説明がありましたが、午前中の2時間程度の自由利用ですので、給食は提供しないということでしたが、例えば保護者の方が弁当を持参された場合は、これはどのように対応されますでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

一時保育と一体型の運営で実施しますので、一時保育の昼食までの利用時間となるため、弁当持参は基本的にないものと認識しております。

○委員長（稲月敏子）

山本委員。

○委員（山本隆史）

持参はないと認識するということですが、これは今回ですね、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援、これを強化する事業ですので、いろんなことが想定されると思いますが、これを運営してからどういった課題が出てくるのかということを見ながら、柔軟な対応をお願いしたいと思います。これは今後事業を行ってからの対応になるかと思いますが、それはお願いしておきます。

続きまして質問させていただきます。この通園制度を利用する場合ですね、令和7年度中に子ども・子育て支援事業計画に盛り込む必要があると定められています。本町は令和7年3月に、平群町子どもの未来応援計画並びに平群町子ども・子育て支援事業計画を内包した、このちょっと分厚い平群町こども計画を策定していただきまして、私たちにも配付していただきました。この中の73ページに、乳児等通園支援事業が記載されていますが、この制度に該当するものでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

はい、そのとおりでございます。

○委員長（稲月敏子）

山本委員。

○委員（山本隆史）

読んでみたら、まさにそのとおりだとは思いますが、この計画にはですね、受入れの人数については、初日に6名程度と答弁をしていただきました。この計画の中では、令和8年度は量の見込みが8名、確保方策も8名、令和9年度には7名になっていますが、この計画より減らすという意味合いでございませうか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

昨年度に策定いたしましたこども計画の見込み量は、月8人の利用ニーズがあると見込んでおります。1日の保育の利用定員はおおむね6名と考えております。

○委員長（稲月敏子）

山本委員。

○委員（山本隆史）

1日のおおむね6名ということですが、これは地域の実情に合わせた算出方法なのか、もしくはゆめさとこども園の施設にはちょっと余裕があると、初日のお話にありましたが、職員のキャパに合わせた人数から6名ということを出したのでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

昨年度に策定させていただいたこども計画の中で、見込み量の算出方法といたしましては、過去の出生率に基づくコーホート変化率法によりニーズを見込んでおります。1日の保育利用定員のおおむね6名につきましては、国の職員配置基準及び面積基準から算出しております。

○委員長（稲月敏子）

山本委員。

○委員（山本隆史）

いろいろな算定があつての人数ということで、無理のないように、安全第一で事故のないようにだけ運営をお願いしたいと思います。

引き続き質問させていただきます。利用時間はですね、国の基準どおり月10時間とされていますが、自治体の負担の下で、独自の上乗せを設けることを妨げるものではないとなっています。誰でも通園制度は、一時預かりサービスとは趣旨の違う制度ですので、子育て支援施策の目玉としてですね、平群町の時間延長を検討はしないのでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

10時間を超えて受入れをした実施分につきましては、補助対象とはならないため、令和8年4月からは国基準どおりの月10時間で行ってまいりたいと考えております。

○委員長（稲月敏子）

山本委員。

○委員（山本隆史）

負担が町負担ということになっておりますので、来年4月の実施以降の利用者の満足度を見ながらですね、どうしてもそのニーズが高ければ、それはそこでまた検討しながらですね、とにかくこの制度は有意義な制度にしなければならないと思いますので、その辺のほうもアンテナを張っていただいて、運営し

ていただくようお願いしたいと思います。

続いて、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

はい、どうぞ。

○委員（山本隆史）

初日にですね、親子通園は一時預かり同様に考えていないというように答弁されましたが、平群町こども計画では、「保育所等に通っていないこどもが家庭以外と関わる機会や家庭とは異なる様々な体験が得られるように取り組む」と記載されています。子どもが通園に慣れるまでの間、親子通園を取り入れて、子どもの心身に大きなストレスを与えないように努めるべきではないでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

一時預かり事業と一体型で実施を行うため、一時保育との整合性を考え、基本的には親子通園を実施する予定はございませんが、個別の状況に応じて柔軟に対応してまいります。

○委員長（稲月敏子）

山本委員。

○委員（山本隆史）

ありがとうございます。今、柔軟に対応していただくということで、確かに子どもさんがですね、保護者と離れるときに泣いちゃうケースが多いと思うんですが、そのまま子どもを引き離してしまうと、どうしてもやっぱりストレスが子どもにかかると思いますので、それは状況を見ながら、本当に柔軟に、今おっしゃっていただいたように対応をお願いしたいと思います。

続きまして質問させてもらいます。この制度の実施に関する手引があるんですけども、音楽に合わせて体を動かし、身体的・感覚的な基礎能力を育むリトミック教室というものがあるんですが、そういうものや英語教室は「適切ではない」ということが記載されていますが、本町もこれに従うのでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

はい、そのとおりでございます。

○委員長（稲月敏子）

山本委員。

○委員（山本隆史）

非常に私はこれは有意義だなと思ってたのが違うということで、国の基準に定められるということでしたので、子どもたちに有意義な時間を提供するような工夫をよろしくお願いします。

引き続いて質問させていただきます。平群町民が他自治体の施設を広域利用した場合、平群町が費用、これは法定給付部分になるんですが、これを負担することになります。同時に、町外の住民からですね、ゆめさとこども園の利用を制限することは、これは認められませんので受け入れる必要があります。平群町民が適切に制度を利用できるように、優先予約枠の設定等の対応はどのように考えられてますでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

令和8年度以降、こども誰でも通園制度は、地域子ども・子育て支援事業ではなくなるため、市町村の区域内の事業所について、ほかの市町村に居住する者の利用を認めないというような取扱いをする権限は市町村にはございませんので、平群町民が適切に制度を利用できるよう、優先予約枠の設定等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（稲月敏子）

山本委員。

○委員（山本隆史）

ありがとうございます。優先予約枠をつくっていただくということで、非常にこれは町民のためにもなりますので、ちょっと利用人数がどうなるかというのは、運営してからでないと分かりませんが、ここは平群町民ファーストで、よろしくお願ひしたいと思います。

引き続いて質問させていただきます。利用者の有無にかかわらずですね、職員の配置によって法定給付されるのではない制度で、提供した利用時間の実績に基づく給付制度になります。初日の答弁で、保育士1名を確保していると答弁されましたが、例えばですね、ある日の利用者がゼロ人だった場合ですね、無駄のない体制をどのようにして運営していくのでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

保育士にまず無理な負担がないようにということと、利用者がないときには無駄がないように、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（稲月敏子）

山本委員。

○委員（山本隆史）

予約を見ながら運営していくわけなんですけども、これは預からないことには法定給付が入ってこないのので、実質ちょっと人件費の問題とか、これはいろいろと考えていかなければならないと思います。これはとにかく全国の子育て支援を応援する制度ですので、本町も独自の工夫を凝らしてですね、無理と無駄のないような保育環境を整えていただきますようお願い申し上げます。

私の質問は以上です。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

一般的なことで、今、山本委員から質問があったんで、ちょっと基本的なことからまず聞きますね。もともとこの制度の狙いについては、町のほうの資料ではですね、誰でも通園制度ですから、ゼロ歳から2歳児のこども園や保育所に通っていない子ども、どっちかというところと両親が共働きではなく、家である程度見れるという、そういう環境の人たちにも、子どもの育ち、成育を考えてやる制度ということになってるんですがね、この制度では何が一番大事だというふうに町のほうは考えてますか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

こども誰でも通園制度は、保護者のために預かるものではなく、家庭にいないだけでは得られない経験を通じ、子どもの育みを応援することが主な目的であるため、本町といたしましても、その目的が大事であるというふうに考えております。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

基本はそういうことだと思うんですけども、一番大事なのは子ども本人ですけどもね、でもそれを育てる保護者の悩みに応えるという意味合いもあるわけですよ。そこんところは、今度の制度ではどのような取組をされるんでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

保護者の悩みをどのように捉えるかということでございますが、初回面談等で、まず保護者の方、お子さんと一緒に面談を行います。そのときに保護者の悩みも聞き取ることができるよう、傾聴するように対応していきたいと思えます。また、通常の預かり事業実施の際につきましても、保護者からの悩みや相談を受けて事業のほうをスムーズに、保護者の悩みが解決につながるよう実施していきたいというふうに考えております。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

その保護者の悩みや相談事、これについては子どもを預けるときというか、保育してもらおうときに、当然連れて行ったときに話をするとかいうので、そういう時間とか、そういう体制とかは十分取れるんですか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

事業を実施する時間がですね、午前中の2時間ということになっておりますので、午後からであるとか、送ってきていただいたときとか、お迎えに来られた際であるとかというような時間を活用して、保護者の相談に対応できるというふうに考えております。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

保育士は保育してますから、当然相談に乗れないですよ。子どもを預ける時間帯についてはね、午前の2時間でしょうけども。じゃあ、その体制というのはほかに誰か当然そういうことができる、保育士さん以外でもいいですけども、体制を取るのかどうか、その点どうなんですか。1人の保育士しか雇ってない。ほんで、後は補助でつくんだと思いますけども、でもそんな子どもを見るのに精いっぱいなのに、親の相談まで受け付けられるのかどうか。その辺、午後からといたら、今度は子どもをどうするんだということになりますからね、そこを聞いているんですよ。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

保護者の悩みにつきましては、園全体的に悩みを聞いたりとかするような体制で現在も行っておりますので、同じような扱いになるというふうに考えてお

ります。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

それはまた別問題でしょう。今度の制度の中で一番大事なのは、この制度をつくるに当たって政府が言ってるのは、子どもを含め、未就学児を含め子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えていると。これの支援を強化するということになってるわけです。そんなん普通にいろんな悩みの相談を受けるんだったら、別に何もこの制度は必要ないじゃないですか。子どもを預かると同時に、保護者に対してもきちんとケアできる体制を取るということ、別に町のほうがあかんとかじゃない。それが目的だから、その辺については、当然本来なら国が全部責任を持ってね、その部分の財政も含めて持つべきだし、そうでないとむちゃくちゃ中途半端じゃないですか。だから、町が悪いんじゃないで、制度そのものがそうにもかかわらず、今は保育士1人しか雇えない。まずそれだけの財源しかもらえないということでしょう。その辺をどう考えるか。後からも質問しますが、そこんことを町としては何かやり方考えてるんですか。町としてそれができないんだったら、当然県を通じてですね、制度が始まってから絶対出てくると思うんですよ、いろんなことがね。それが全部、地方自治体持ちになるというのは変な話ですから、そこも含めて、町としても問題意識を持って欲しいから聞いてるんですよ、できないでしょう。全部できますか、それ。いっぱい相談があるかどうかは別ですよ。やってみないと分からない部分もあるから。ただ、その辺の矛盾はしっかり町としてもつかんでほしいんですよ、どんな制度に当たっても。国の言いなりじゃなくて、県の言いなりじゃなくて、こういう問題がありますよという問題提起も持ってですね、改善していくような形を取らないといけないので、あえて聞いてるんですけど、今のそんなんはこれまでと同様のやり方でやりますと、新しい制度にする必要がないじゃないと、こうなるからね。そこはもういいですけど、その辺はちょっと問題意識を持ってくださいね。

それからですね、今度の制度の事業内容を端的に説明していただけますか。

初日にもちょっと聞いてますけども。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

事業内容についてでございます。まず対象となるお子さんでございます。ゼロ歳6か月から満3歳児未満の未就園児といたします。利用可能時間につきま

しては、子ども1人当たり月10時間を上限とします。利用方法については、ゆめさとこども園のほうで実施いたしますので、月曜日から金曜日の午前中2時間というところで行います。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

ちょっとごめんなさい、聞き方が悪かったみたい。事業内容というのは、要するにどういう事業をするかということで聞いたんですけど、単なる一時預かりとは違うわけですから。私が聞いている範囲では、要するに子どもに適切な遊びと生活の場を与えると。さっき山本委員からもありましたけど。それとですね、保護者と面談して、子どもと保護者の心身の状況や養育環境を把握すること、これもさっきちょっとありました。保護者に対して子育て情報、助言、その他援助を行うこと、この三つを上げてるんですね。その中でも特に大事だと言われているのが、保護者に対する情報提供、助言、相談業務、これもさっき言った話です。でも、これは単に子どもを預かる保育という場面だけ見ると、どうしても抜けがちになるんで、そこをどう大事にするかというのが一番大事やというふうに思うんです。子どもの成長というのは、親も成長しないと子どもも成長しませんから。その辺、ちょっとさっきとも重なりますけれども、だから今度の平群町の事業内容の中で、子どもの保育以外にどのような業務があるかというところでは今言った話になるんですけどね。だから、そこを一番重点的に聞いたかったんで聞いたんですが、さっきも。今後はその辺は町のほうでもしっかり把握して、改善の方向に持って行っていただきたいということです。

次に、今、平群町のゼロ歳児から2歳児で未就学の子ども的人数って、どっかの時点をつかんでると思うんですが、つかんでる時点で何人いてるか教えていただけますか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

未就学人数ということですので、ゼロ歳から5歳児の令和7年4月1日の時点の人数でしたら、584人となります。

○委員（山口昌亮）

それが何割ぐらいになるの、ゼロ歳から2歳。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

ゼロ歳から2歳児につきましては272人ですので、46.5%になるかと思えます。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

全国的には6割というふうに言われてたんですけど、平群町の場合、ちょっと就学してる子どもが多いということですね、分かりました。

それからですね、以前、植田議員のほうから一般質問で質問があった、要するに平群町は今回の資料を見ても、満3歳までの月ということになるんですね。でもしかし、もともとこども園の昔の幼稚園部分についてはですね、4歳になる年度の4月からしかそっちは行けませんから、空白期間が当然できますよね、生まれ月によっては。3月生まれの子だったら、あんまり問題はないですけど、4月生まれだったら、ほぼ1年近く空白です。その間は利用できないわけですから、これはちょっと誰でも通園制度としては問題があるんじゃないですか。その点はどう考えてますか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

国の制度が満3歳児までというふうになっておりまして、こども誰でも通園制度は保護者のために預かるものではなくて、家庭にいただけでは得られない経験を通じ、子どもの育ちを応援することが主な目的であるために、満3歳児までの利用ということについては国の補助対象外でもありますし、それまでの間につきましては、国の基準どおりでというふうに考えてます。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

考え方を聞いてるんです。既に先行してこの制度をやってる自治体では、空白を設けなくて、そこは今の話だったら国の給付がないんで、自治体独自になるのかも分かんないですけども、やってるところもあると聞いてます。そういう点でね、空白が生まれる4月や5月、6月ぐらいの生まれの子だったら、一番空白が空く期間が長くなる。その間、制度を受けられない。この矛盾はやっぱりね、自治体から声を上げないと駄目じゃないかなというふうに思うんですよ。そうでないと、何ばいいことを言ったって、そんな制度の受けられない期間が10か月、11か月ぐらいになるような子どももできるというのはおかしいというふうに私は思いますので、町のほうでどうにもできないということ

なのか、私は子育て支援ということであればね、独自にどれぐらい費用がかかるかは分かりませんが、ちょっと考えるべきだというふうに思いますので、これは意見として言うておきますけども、今のところはやる気がないというか、財政的な問題もあるでしょうから答えられないと思いますが、そういうことですよね。

それから、さっきもちょっと山本委員から出ました、10時間が適切か、さっきの答弁では私はちょっと納得がいかないけども、これはやってみないと分からないので、10時間が適切なのか。それと6人が適切なのか、これもやってみないと分からない。どれだけニーズがあるかも分かんないし、要するに保護者の側がやっぱり子どもをそこに行かせてよかったというふうに思われないと、ニーズが増えないというふうに思うんです。これは始まってからのことなんで、今から言ってもあんまり意味がないと思いますが、その辺はちょっと。

それともう一つ、これが最後になりますけど、財政問題で国の給付の金額が大体決まっていますよね。先行して始めてるところではですね、国から来る金が1時間当たりの給付費というのが、ゼロ歳児が1,300円、1歳児が1,100円、2歳児が900円と、こういうふうに聞いているんですが、それで間違いないですか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

令和7年度については、間違いございません。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

8年度はさっき言ったように、国のほうがまだはっきりしてないと、これからだと。それはもうあれですか、要するに使った金というんですけど、ほんでこれはさっき言った1時間、利用した人数掛ける時間、年齢によって差があれば、それも含めて計算して、その分しかくれないのか。それとも事業をやるに当たって、それを開いてる箇所とかそんなことも全部加味されて、一定の給付があるのかどうか、もう全く時間だけかかどうか、その点はどうですか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

実績に応じた利用時間のみというふうに確認しております。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

あと、初日の質問で障がい児加算とか、その他医療的ケアの加算とか、そんなんもあるということですが、来年度予算はまだ確定はもちろんしてないですが、来年度予算を組むに当たって、この部分についての年間経費と財源内訳というのは、ある程度今の段階で分かる範囲で答えてもらえますか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

来年度予算につきましては、今は申し訳ございません。要求中ということで、手元のほうにちょっと資料がございません。財源内訳につきましては、令和8年度につきましては、国が4分の3、県が8分の1、町が8分の1というふうになっております。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

それは初日で聞いたんですけどね、予算としてどれぐらいかかるように考えてるのか。町が8分の1だから、例えば800万円やったら町が100万円ということになるわけですけど。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

事業実施費用につきましては、公立こども園で実施するため、人件費ということになります。また、町外利用をされたお子さんにつきましては、平群町のほうで負担することとなっておりますので、その分の予算計上が必要になってきます。

以上です。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

まだ分からんということですが、あとね、ちょっとこれは参考資料として聞きたいんですが、今は一時預かりの利用料金って幾らですか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

一時預かりの利用料金でございます。3歳児以上が1,200円、主食費300円、3歳児未満が1,500円で徴収しております。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

これ、時間は1日ということか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

原則8時半から16時半ということになります。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

ということは、8時間1,200円と1,500円ですね。こども園の3000円は高いということになるの、どうなんですか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

一時預かりと誰でも通園では内容が違うことになりますので、ちょっと一概に高いとか安いとかということとは言えないかと思います。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

それは分かります。一時預かりのほうは当然、就業実態とかそういうこともあって、一応条件ついてるということなんですが、ただ、一緒に預ける、一緒の場で保育するということなんで、内容というか、条件は違うけども、一緒に保育するわけですから、一緒のような保育にならざるを得ませんよね。それは年齢の差があるから一概には言えないんでしょうけども、分かりました。

今後いろいろ問題が出てきて、ただ、どうなんですか。先行してやってるとこは、奈良市とか大和郡山市とかがそうでしたかね。そういうところの話は十分いろいろ聞きに行ったりはされてるんですか、その辺はどうでしょう。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

先行事例でされてる市町村につきましては、直接聞いては、されてる市町村

のほうがちょっと混乱ということもありますので、しないようにというふうに言われておまして、資料等については研修等で頂いております。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

しないようにというのは、県とかがそんなことを言ってるわけ。何でどうしてですか、それはどういう理由で。

○委員長（稲月敏子）

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

この事業を試行的に今年度、前年度から実施されておる市町村もあるわけでごさいます、通常の保育に加えて、誰でも通園が併せて行われておる。現場としては、保育園、こども園であったりするわけで、その現場に問合せをすることによって保育に影響が出る。全国的に先行実施している市町村に、全国の未実施の市町村が問合せすると混乱する可能性がある、現場の園などには直接問合せするのは差し控えるべきであるということでの指導ではございませんけれども、指示があるということです。ただ、各それぞれ市町村の担当課には別に問合せができますので、事前にこういった形で実施をされておるとか、未実施の市町村においては、今後どのような形で実施されるのかも含めて、それぞれ各市町村の情報については、我々も把握をしているというところでございます。

以上です。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

そういう危惧があるからというのは分かりますけど、ただ、先行してやっていると、やっぱり課題とか問題点とか、いろいろ浮き彫りになってるわけじゃないですか。そんなのは別に問合せをせんでもいろいろ資料が出てますから、これは国が出してる資料でこういうのもありますし、そういうのを見ればね、どこに問題が起きやすいかということが私はよく分かると思うんで、平群町の規模で極端に言えば、降って湧いたような事業が始まるわけで、成功させるもさせないも、やっぱり現場での努力だと思うんでね。お金の問題で、1日6人程度ならそんな大きなお金が動くというふうに思わないんで、やっぱりよりよいものにするために、町としても、国や県の足りないところはですね、一定補完する形で、せつかくのことですのでしっかりやっていただきたいと思

ます。また、これは始まってからいろいろ問題が出たり、また町からの報告もあると思いますので、そういうときにまたいろいろ言いたいと思いますが、いずれにしても、子どもとその保護者が不安なく子育てできるようにということが大事ですので、よろしくをお願いします。

私は以上です。

○委員長（稲月敏子）

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません、山口委員にお尋ねを頂きまして、おっしゃっていただきましたように、まだ事業のほうを実施しておりませんので、これから本町が来年度から実施する中でいろんな課題であったり、またそのニーズというのが出てくるかと思えます。おっしゃっていただきましたように、先行的に実施している市町村の課題のほうを把握されて、その改善に向けて、国におきましてもその改善を市町村の意見を聞きながらしていくものというふうに考えております。

先ほど町の現時点でのこの事業に関する基本的な考え方ということでお尋ねを頂きました。保護者に寄り添った保育の一環でもあるということでございます。もちろん委員おっしゃっていたとおりでございます。我々がいかに平群町にお住まいの子育て世帯の方々のニーズであったり、生活実態をどのようにして把握するのが一つの課題でございます。子どもが生まれますと、当然、保健師が訪問をしたり、話を聞いたり、民生委員さんも含めて実際に家に行って、その生活実態を把握してくれてるわけでございますけれども、そのうち保育園、こども園に入園されて、こども園での生活で子どもの生活の様子であったり、保護者の様子も把握できると。今回この誰でも通園で通ってこられる世帯といいますが、まだどこにも所属してない子ども、いわゆる我々も情報が取得しにくい世帯でもあるということです。この制度を利用していただいて、保育士であったり、保健師が関わることができる、そういった機会ができるということで、そういった意味で、この制度が始まることは大きな意味があるのかなと。それをいかに生かしていくのかということでございます。園には保健師もおりますし、保育士もおりますので、それらが横のつながりを持って健康保険課の保健師につないでいたり、福祉課につないでいたり、こども支援課につながったりということで、横のつながりの連携で、子育て世帯を支えていけることができるというふうに考えておりますので、その辺を肝にして、この事業には来年度以降取り組んでいきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

座っていいですね。

○委員長（稲月敏子）

はい、どうぞ。

○委員（井戸太郎）

まず、ちょっと外側というか、文言なんですけど、この議案をざっと見た感じ、ここにも書いてますけど、従うべき基準、参酌すべき基準とそれぞれあります。トータルして、そもそももともと平群町にあるのではないのという、こども園条例とかにあると思うんですけども、常識的な衛生管理もそうですけど、ここもそうですね。ざっくり5条から何条かな、ほとんどが結構もう既にあるんじゃないかと思うんですよね。特にそういうこども園でも既に実施されてるような、それこそ食事であったり、秘密の保持であったりもそうですし、自動車の運行にしてもそうでしょうけど、これは平群は要らないと思いますけど。そう考えた場合に、そういうのを準用するとしてしまえば、この半分ぐらいに条文を減らせるんじゃないのと単純に思うんですけど、何かこれをわざわざそういうのを準用しなかった理由というのはあるんですか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

まず、条例につきましては、この事業を実施するに当たりまして認可基準となる条例制定ということになっております。国のほうから内閣府令というんですかね、基準の条文のほうが来ておりまして、それに基づいて、本町も合わせて条例制定をしたということになります。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

では、基本的なところは準用しちゃいけないという指示があるということですか。例えばですけど、こういう基本的な部分に関しては、こども園法か、ほかの法、法じゃないか、条例かにあると思うんですよね。これ全部、基本そっちの部分と一緒に僕は思ってるんですけど、半分ぐらいは。分かんないですよ、ちょっと僕もそっちまで調べてないんですけど。そうなってきた場合、何か新しく、例えば自動車の送迎に関しても見なきゃいけないよというのは、ごく最近出てきたことなんで、そういうのが今後どんどん出てくると思うんですよね。それが同じ保育の事業所の整備というか、しなければいけないこととか、そう

いうのをそれぞれがつくってしまうと、一々条例改正を1個することによって、何個も生まれてくるんじゃないのと思うんですよね。準用すれば元の1個をぼんと変えてしまえば済むと思ったんで、そういう意味ではどうなんかなと。国から頂いたものをそのまま落とし込むというのも分かるんですけどね、そっちのほうが正直楽かなという気もしますし、ただ、でもそうやって、もし違うのであれば、ここにあって、こども園条例とかにないものは、そっちにまた足さなきゃいけないんじゃないのと思うんですけど、その辺、何か違いとかはあるのかなと。ないのであれば準用できるし、違うかったらそっちも改正しなきゃいけないのかなと思うんですけど。

「きっちり答弁してあげてよ」の声あり

○委員（井戸太郎）

この辺はどうなってますか。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

条例の在り方という、例えばね、今回のこの問題で、三郷町は条例で全部国の法文どおりという、極端に言えばよ、そんなんやってええのかというのがあるって、当然新しい法律に基づいてつくる条例ですから、国が基準というかモデルみたいなのをつくって、それを参考にして、それぞれの町で独自性がある場合は変えるかも分かんないけども、それが当たり前やと思う。今、井戸委員が言ってるのは、ほかにも条文あんねんから、一つ変えたらいっぱい条文を変えなあかん。これは今までもあることで、それがあかんことなのか、無駄なのか、そこは条例の在り方としてどうなのかということで答弁しないと、中身の問題と違うからね。今ここで議論するもんかどうかもちょっとと僕は思うんですよ。だから、その辺ちょっと町として見解を述べてもらったほうがいいんじゃないの。

○委員長（稲月敏子）

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

条例の在り方ということで、この件に関してということではなくて、全体的な部分でというお話になってくるかと思えますけども、まずいろいろ関連するこういった事業に、それぞれの条例がひもづいてきてるということになります。もちろん国から示された条例案に基づいて、従うべき事項についてはそのまま

落とし込まないといけませんし、参酌するべき事項につきましては、それぞれの市町村に裁量権があつてつくれるわけです。

井戸委員おっしゃられてるように、ほかの条例の条文と同じ内容が条としてあるということで、それが一つの大本を準用すれば、それで足りるんじゃないのかということです、委員おっしゃっていただいたことも、私は決して間違いではないかと思うんです。

ただ、今回それぞれの事業ごとに条例制定を今全てしております。今回も新たな新規の制定条例でございます、この事業の運営に関して指定するに当たっての運営の基準を定めているわけでございますので、民間の事業所がこの事業をやるために指定を受けに来るということもありますので、より分かりやすくそれぞれの事業ごとの指定を受けるに当たっての基準というのを、より事業者なり、住民に分かりやすくするためには、今の条例の在り方がベターではないのかなというふうに今時点では考えるところでございます。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

なるほど、僕としては合理化という考え方だったんですけど、一般の方から見ると、これが分かりやすいというのであればそれも、別に間違いというわけで指摘したわけじゃないんで、どういう考え方かなってお聞きしたかったわけなんです。そういう意図があるなら、それはそれで結構でございます。

ちょっと中身に入らせてもらいますけど、まず僕の中で気になったのが、先ほども出てましたけど、なぜ10時間なのという話なんですけど、正直普通に考えて、やっぱり分かんないんですね。10時間って週1で割ったとしても割り切れないし、何が基準で、4週やから4の倍数であれば週1時間とか週2時間とかあれですけど、10時間というのは、また少ないとも思いますし、何でなのかなというのがあるので、そこをちょっと聞かせてほしいです。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

国の基準どおりということで、10時間でさせていただきます。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

それはここに書いてあるんで分かるんですけど、それで何で10時間なのかなという。国がなぜ10時間という基準、基準を決めるということは多分何か

があると思うんですけど、ちょっと僕はそこを調べきれてなくてですね、ちょっと教えてほしいなということなんですけども。

○委員長（稲月敏子）

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

国の基準ということで、国からもなぜ10時間という、詳しくその基準を決めた理由というのは示されていないので、ちょっとその辺のことに关しまして国のほうにQ & Aをさせていただきたいと思います。

○委員長（稲月敏子）

いいですか。

○委員（井戸太郎）

これからお調べになるというならそれで、急ぎでもないの。

1歳児と職員の配置ですよ。ゼロ歳児が3対1で、1・2歳児が6対1という形でいきたいということなんですけども、これ、こども園とかでも保育士の基準ってこんなもんですよ。ちょっと気になったのが、この制度に関しては保育士が2分の1でいいというのは、これはこども園とかの一般的な保育より半分以上軽いということですか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

この誰でも通園制度におきましては、配置する職員のうち、通常でしたら2名の配置基準なんですけども、そのうちの半分の1名については、必ず保育士を配置しないとイケない。もう1名が資格がない場合につきましては、県等の研修を受講した者という形で定められております。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

それ、こども園には適用されませんよね。これはこれ独自ですよ。違いましたっけ、ちょっと僕も最近のこども園は知らないんで。緩くなってるのか、それともこれが特別緩いのか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

こども園等とは異なり、一時保育と同じ基準になっております。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

一時保育はこういう結構緩い設定なんですね、分かりました。

ちょっと気になったのがですね、子どもにとってというスタンスで考えるとですね、親にとってもそうなんですけど、子どもの社会的な興味や関心、成長の場をつくるという意味では、クラスに入れたほうがいろんなことをやってると思うんですね。僕のイメージでは、クラスに入ってる子らは結構いろんなことをして、一時預かりの子というのはちょっと控え目というか、抑え目というか、学年とか年齢がいろいろにわたってしまうので同じこともできないという意味で、はっきり言って親御さんのを単に預かる、教育の視点はあんまりないのかなと思うんですよね。それを踏まえたときに、そこと一緒に子どもたちを入れちゃうということは、特別なこういう社会経験というか、遊びや関わり、あんまり正直期待できないのかなと思うんですけど。ここ大々的に書いてますんで、その辺は何か考えがあるんですか。一時預かりの子たちと違う体験をさせるとか、園の子どもたちが遠足に行くときは一緒に行くとか、何かあるんですか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

在園児と一緒に保育を行うということにつきましては、現場のほう等にもちょっと負担がかかるということで、実施を見送ったところでございます。一時保育と一緒に同じ部屋で実施することにはなるんですが、保育内容等についてはちょっとまた確認させていただきますが、ただ、園のほうで防災訓練であるとか避難訓練とかをされてるときにつきましては、一時保育も今現在、一緒に行っているところでございます。そのような形になるかと思えます。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

制度の違いというのが、一時預かりとの違いが保護者の立場、一時預かり事業はそのためやと思うんですけどね。保護者のためではなく、あえて家庭では得られない経験というから、違う先生と会うとかも分かるんですけど、今の時点ではそういう特別な教育というか、体験とかを考えていないということなんですかね。言うなれば、この制度に基づいて、例えばお絵描きでも何かちょっと違うお絵描きを試みたりとか、外へ出てそういう葉っぱを見に行くとかね、いろいろあると思うんですけど、そういうのになった場合、これだけにまた特

化すると、一時預かりの親御さんたちというか、そこにいる子どもたちも一緒にやりたいってなると思うんですよね。だから、正直どっちに合わせるのと。全く同じ部屋でというたら、これ、ちょっとよく分からないんで、何にどっちに合わせてどういう効果が生まれるのか、それをちょっと教えてほしいです。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

誰でも通園制度につきまして、国のほうから出されている手引のほうがございますが、その中で「リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容、形態によるものをこども誰でも通園制度に当てはめて提供するなど、早期教育の場の形とすることは適切ではありません」ということになっておりますので、それに併せて事業のほうをしていきたいと考えております。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

制限は分かりましたけど、そこまでは求めてないんですけど、ということは結局一緒ということですか。一時預かりの子どもたちと接するのも、新しくそういう子たちに接するのも内容は同じということですか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

誰でも通園制度につきましては、保育内容等ではなく、まず園にお子さんが通っていただくということに意義があるというふうに考えております。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

その意義は分かるんですけど、保育に関しては同じ扱いでいくということですよ、今のお話では。取りあえずそれでいくと、分かりました。

ここにもね、こども誰でも通園制度のこういう参考資料の中で、「全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない」ということを書いてるんですけど、この奥にある意味はね、もともと制度がこういうふうになってるから分かるんですけど、一般の方から見たら、要は多様な働き方やライフスタイルに合わせてくれるんやねと思うと思うんですよね、これを見ると。ということは、何で午前中の2時間、3時間に絞ってしまうのか。

ちょっとその辺がライフスタイルに合わせられないんじゃないのというのがあると思うんですけど、いかがですか。

○委員長（稲月敏子）

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

多様なライフスタイルということが、今回、誰でも通園の目的の一つに合わせていくということでございます。今までですと、こども園に通う子どもたちに、まず保育が必要かどうかという部分になってきます。また、その教育の部分で、3歳から5歳までの子どもさんで、保育の必要はないけども園に通わずと。教育部分でも通園される子どもさんもいらっしゃる。そういった中で、就労されてない親御さんといいますか、保育の必要性の要件にのらないゼロ歳から2歳の御家庭の子どもさんについては、外のそういった園に出向いて、ほかの子どもたちと接する、ほかの大人と接する機会が少ないわけです。そういったライフスタイルの世帯の子どもさんの機会の創出のために、この制度がひとつ生まれたということになるかと思っておりますので、そういう部分からいけば、それぞれの家庭のライフスタイルに合わせたような形での園へ通える新たな制度というふうに捉えられると思っておりますので、そういった部分でのこれまでの違いということで御理解いただけるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

ちょっといろいろね、僕も何て言うたらいいんでしょうね。簡単に言えば、こども園へ行くのが、働くことによっていろいろな制限があるというのは分かるんです。でも、平群ってもともとそれを補助するために、一時預かりというのがあるじゃないですか。一時預かりは基本、週3日で8時間、三八、二十四で、48、96、標準で96時間預けられるわけですよ。相談に応じて1日12時間まで伸びるんで、その1.5倍ですよ。96から百四、五十時間になるのかな。そんだけの子育て支援が既にあるわけですよ。それは正直言って、めちゃくちゃ緩いですよ。自己都合もオーケーなんで、事実上140時間ぐらいに対しては、そもそもそういうのが成り立ってるわけですよ。さらに一般の方は、例えば1歳児、2歳児やったら、平群の子育て支援センターとか、しょっちゅうプリズムでもやっていますよね。そこでハムスターズファミリーがあったり、いろんなものがあったりと考えると、そこでもいろんな経験を学べるとなったら、正直この制度がある前に、平群町ではそれ以上のことを

やってるんじゃないのという気がするんですよね。これは国から言われてるんで、これをつくらなくちゃいけないのかもしれないですけど。そう考えると、もう僕の意見ですけど、そうなってきたときには平群町は平群町なりに、この制度を平群にはない部分を補完していくような、何かを取り入れたほうがいいんじゃないかと思うんですよね。そういう意味で、一時預かりよりも何か違うことをしたらどうだとか、時間とかもどうだとかいうふうになってくるんですけど、そういう考え方を僕は考えてるんですけど、そういうものに関していかがでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま委員おっしゃっていただいたとおりだと思います。それぞれの事業によって、それぞれの内容が違う、趣旨が違うということになってくるかと思えますので、8年度以降、この事業を開始する中で実施する中で、当然悪い課題も出てくるかと思えますし、いい課題も出てくるかと思えます。ほかの事業とのすみ分けという部分でもはっきりしてくるかと思えます。1日2時間、月10時間の上限で通ってくる子どもたちにとって、園での生活で何が一番いいのか、有意義になるのかというのは、ほかの事業と比較をして、新たなものを生み出していくということについてはこれからもやっていく中で、そのニーズ、課題に対応していくということで、委員のお考えと同じ考えでやっていくということになるかと思えます。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

分かりました。これからということなのでいろいろ期待しております。

以上で終わります。

○委員長（稲月敏子）

森田委員。

○委員（森田 勝）

ほかの委員からはいろいろ意見が出たわけですが、今は試行錯誤しながら、走りながら考えていただく誰でも通園制度だと思うんです。一つお尋ねしたいんですけども、事前面談というのは、具体的にどういうことをやられるのでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

面談により、保護者に子どもの情報や利用に関する情報等について確認を行います。また、利用に当たって必要な項目等について保護者に伝えます。面談は子どもが利用する際に、安全かつ安心して利用できるようにするために必ず行うものとなっております。

○委員長（稲月敏子）

森田委員。

○委員（森田 勝）

今のお話を聞いたら、受け入れないこともあり得るということでしょうか。この制度からいうとですね、そういうことはあってはならないというふうに思うんですけども、これで受け入れられないことがあるかどうかということだけ、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

面談によって状況等を確認させていただきまして、例えば受入れ体制が整わないような状況の場合につきましても、ちょっと検討させていただいたりということにはなるかも分かりませんが、それ以外につきましても、受入れ体制が整っている状況であれば、受入れするということになります。

○委員長（稲月敏子）

森田委員。

○委員（森田 勝）

今の主幹のお話であればですね、障がい児のことをおっしゃってるんじゃないかなと思うんですけど、それともう一つ私が聞きたいんですけども、今は外国の方が非常にたくさん日本に在住されているということなんですね。人口の3%というふうに言われているんですけども、その外国人についても住基台帳に登録すれば、全てその対象だというふうに理解していいんでしょうね。それと外国人に対する対応策は何か考えておられるのか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

外国人の方につきましても、平群町のお子さんであれば受入れを行います。そのときの受入れ体制について、どのように考えてるかということなんですけども、その辺りについては、受入れ可能となるように検討してまいりたいと考えております。

○委員長（稲月敏子）

森田委員。

○委員（森田 勝）

預ける園児については、そんなに問題ないと思うんですけどね、保護者が日本語の通じない方が結構いらっしゃるように聞いておりますので、これからやりながら考えていただきたいというふうに思います。その方もここに書いてるように国籍、信条、社会的身分、関係なしに利用できるようにだけひとつよろしく願いいたします。

○委員長（稲月敏子）

須藤委員。

○委員（須藤啓二）

ちょっと1点お尋ねさせてもらいますが、受入れ側の保育士さんのことになるんですが、何かえらいハードルが高いなというふうに感じたんですが、どこやったかな、第9条の文言を読みますとね、「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない」という、具体的にはどういうことを表すんですか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

保育士免許をお持ちの方で、実務経験がある方ということになります。

○委員長（稲月敏子）

須藤委員。

○委員（須藤啓二）

文言をどうするかというのは別としてね、基本やっぱりそういうことやと、今御答弁されたようにね、運用は保育士さんの資格をお持ちで、一定の経験をお持ちの方と。もう十分だと思うんですよ。倫理観まで問われることはないと思いますけど、「豊かな人間性と倫理観を備え」なんて、そんなこと言われちゃうと困ると保育士さんは思うんと違うかなと。特にそういう方を選ぶという、今の話はね、文言的なことでそうこだわることはないんですが、ただ実際にこの事業に携わる際にね、制度の趣旨からいうとですね、井戸委員もお尋ねいただいたんですが、要は保護者の多様なニーズに応えるんだというね、ちょっと言葉はどうかと思う。ちょっと軽いのかなという気がするんですね。実際に、例えば親御さんのほうでお困りの問題とか、今非常にいろんな問題を抱えられてるといっているのはいろんなところで聞くんで、それに対して一定の条件を

外したという形で、どなたでもということになると、対応が本当に大変やろなと、保育士さんのほうがねと思うのでね。そういうことでこういう文言が書かれてるのかなというふうには思うんですけど、具体的に保育園の中で、ベテランの方が多分対応することになるかと思うんです。その辺りは何かお考えがあるでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

こども支援課唐崎主幹。

○こども支援課主幹（唐崎恵子）

誰でも通園制度で新たに採用した職員を配置とかではなくて、既存で勤務されてる方の中で配置したいというふうに今現在、検討しているところでございます。

○委員長（稲月敏子）

須藤委員。

○委員（須藤啓二）

特にスタートに当たってね、やはりある程度経験をしっかりされてる方というのは非常に私は大事やと思うんで、その辺りはぜひ御配慮いただきたいなと思うんです。逆にですね、そういう方をここへ充てるとですね、ほかの保育のところですね、若干負担がかからないかなというふうなことも実は心配してましてね、受入れする、ある程度自由なという形ということに対して、それに対応するほうが実は大変だよというのをね、しっかり考えていただいて、一定の方に倫理観まで求めるようなばかなことを言わずにですね、しっかりフォローしてあげて、この制度を生かしていかないとあかんと思いますんで、その点はぜひですね、こちらのこども支援課さんのほうでもしっかりフォローしていただきたいなと思います。

○委員長（稲月敏子）

答弁要りますか。こども支援課長。

○こども支援課長

今、須藤委員おっしゃったとおり、こども支援課としましても、今回4月からはゆめさとこども園、町立園でしていくということもありますので、支援課のほうでフォローもさせていただきますし、また私立園のほうでも、これからしていきたいという園がもし出てきましたら、そのときもこども支援課のほうでしっかり見ていきたいと思っております。

○委員長（稲月敏子）

須藤委員。

○委員（須藤啓二）

文言にこだわらないと言ったんですが、これ、やっぱりあれですか、政府のほうから出てる素案的なものにこんなことを書かれてるんでしょうかね。そういうことですね。はい、了解しました。

以上です。

○委員長（稲月敏子）

あと、いかがでしょうか。

「なし」の声あり

○委員長（稲月敏子）

質疑ないようですので、質疑を終結したいと思います。

続いて、これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（稲月敏子）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決を行います。本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますですが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○委員長（稲月敏子）

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願いいたします。町長。

○町長

文教厚生委員の皆様方には、長時間にわたりまして慎重審査いただき、そして可決いただきありがとうございました。本会議におきましても可決いただきますようよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○委員長（稲月敏子）

慎重審査いただきまして、ありがとうございました。

本日の文教厚生委員会はこれをもって閉会いたします。

（ブー）

閉 会 （午前11時20分）